

# 食品安全委員会農薬専門調査会幹事会

## 第125回会合議事録

1. 日時 平成27年7月8日(水) 13:59~16:02

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

- (1) 農薬(テブコナゾール、ビシクロピロン、フルオピラム、プロメトリン、ベンゾ  
ビンジフルピル)の食品健康影響評価について
- (2) 農薬及び動物用医薬品(ジフルベンズロン)の食品健康影響評価に関する審議結  
果(案)についての意見・情報の募集結果について
- (3) 農薬(チアメトキサム)の食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての  
意見・情報の募集結果について
- (4) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

西川座長、納屋副座長、上路専門委員、小澤専門委員、三枝専門委員、永田専門委員、  
長野専門委員、與語専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員長代理、熊谷委員、堀口委員、吉田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、関野評価第一課長、堀部課長補佐、横山課長補佐、  
海上技術参与、進藤技術参与、吉田技術参与、山原専門職、齋藤係長、賀登係長、  
小牟田専門職、小田嶋係員

### 5. 配布資料

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 資料1 | テブコナゾール農薬評価書(案)    |
| 資料2 | ビシクロピロン農薬評価書(案)    |
| 資料3 | フルオピラム農薬評価書(案)     |
| 資料4 | プロメトリン農薬評価書(案)     |
| 資料5 | ベンゾビンジフルピル農薬評価書(案) |

- 資料 6 - 1            ジフルベンズロンの食品健康影響評価に関する審議結果（案）に対する意見・情報の募集結果について
- 資料 6 - 2            ジフルベンズロン農薬・動物用医薬品評価書（案）
- 資料 7 - 1            チアメトキサムの食品健康影響評価に関する審議結果（案）に対する意見・情報の募集結果について
- 資料 7 - 2            チアメトキサム農薬評価書（案）
- 資料 8                論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成26年4月農薬専門調査会決定）
- 資料 9                食品安全委員会での審議等の状況
- 机上配布資料 1      トリフロキシストロビン農薬評価書（案）抜粋

## 6. 議事内容

### ○堀部課長補佐

少し時間が早いのですが、先生方、皆様おそろいでございますので、ただいまから第125回農薬専門調査会幹事会を開催いたします。

外がすごく蒸し暑いというお話を伺いました。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、幹事会に御所属いただいております先生方8名に御出席いただいております。内閣府におきましては、5月1日からクールビズの期間中でございます。御理解、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

冒頭でございますけれども、先般、食品安全委員会の委員の改選がございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、このたび食品安全委員会委員長に就任いたしました、佐藤委員長でございます。

### ○佐藤委員長

佐藤でございます。

7月1日に、2期目の委員として就任いたしました、委員長をお引き受けすることになりました。幹事会の先生方には、これまでも増してどうぞよろしくお願いいたします。

### ○堀部課長補佐

座席が飛び飛びで恐縮でございます。委員長代理に就任いたしました山添委員でございます。

### ○山添委員

山添でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○堀部課長補佐

引き続き委員を務めます熊谷委員でございます。

### ○熊谷委員

引き続き委員を務めさせていただきます。今後よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

新たに委員に就任いたしました、先生方には、お顔なじみでございます、吉田委員でございます。

○吉田委員

吉田でございます。今までにも増して、どうぞ先生方、よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

新たに委員に就任いたしました堀口委員でございます。

○堀口委員

初めまして、堀口と申します。よろしくお願いいたします。

評価書の中身がわからない、わからないと一般の方々によく言われているので、どうやったらわかりやすく伝えることができるかなと思い、今日初めてですが、参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

このほか、本日は欠席でございますけれども、石井委員と村田委員が再任されております。御紹介いたします。

それでは、以後の進行を西川先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○西川座長

それでは、議事を始めたいと思います。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、事務局より資料確認をお願いいたします。

○堀部課長補佐

お手元の資料確認をお願いいたします。

本日の議事次第、座席表、幹事会専門委員の名簿に続きまして、

資料1はテブコナゾール農薬評価書（案）（第4版）。

資料2はビシクロピロン農薬評価書（案）。

資料3はフルオピラム農薬評価書（案）（第2版）。

資料4はプロメトリン農薬評価書（案）。

資料5はベンゾビンジフルピル農薬評価書（案）。

資料6から、パブリックコメントの関係でございます。

資料6-1、資料6-2はジフルベンズロンでございます。6-1が意見・情報の募集結果について、2枚紙のものでございます。関連といたしまして、資料6-2として、ジフルベンズロン農薬評価書（案）を添付させていただいております。

資料7は、チアメトキサムに係るパブコメの結果でございます。7-1が意見・情報の募集結果の案、資料7-2が関連といたしましてチアメトキサム農薬評価書（案）（第3版）でございます。

また、資料8でございますけれども、御参考までに論点整理ペーパーと専門調査会の体制。

資料9は食品安全委員会での審議等の状況に関するペーパー。

さらに、机上配布資料1でございますけれども、先月の幹事会でお認めいただきましたトリフロキシストロビンにつきまして、最後に少し御報告を差し上げたいことがございますので、机上配布資料として、抜粋版を添付させていただいております。

これらの資料につきましては、近日中にホームページに掲載される予定でございます。

配付資料の不足等はございませんでしょうか。何かございましたら、途中でも事務局まで御遠慮なくお申しつけくださいませ。

○西川座長

よろしいでしょうか。

続きまして、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に基づき必要となる、専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、報告を行ってください。

○堀部課長補佐

それでは、本日の議事に関する専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について、御報告を申し上げます。

本日の議事につきまして、専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認いたしましたところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○西川座長

提出いただいた確認書について、相違はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○西川座長

ありがとうございました。

それでは、農薬テブコナゾールの食品健康影響評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料1に基づき、説明させていただきます。

まず、経緯でございます。資料1の5ページをお願いいたします。今回適用拡大に関連いたしまして、2015年に厚生労働大臣から評価依頼のあったものでございます。第4版の審議を評価第二部会でいただいたものでございます。

今回は、適用拡大に関連いたしまして、作物残留試験が追加されました。ほかに毒性試験としましては、28日間のラットを用いた免疫毒性試験、あと、メカニズム試験が追加提

出されております。この追加された試験成績と、急性参照用量の設定を中心に御審議いただいたものでございます。

11ページをお願いいたします。テブコナゾールですけれども、このような構造で、トリアゾール系の殺菌剤となっております。

13ページから、ラットの動物体内運命試験でございます。

コメントをいただいております、14ページをお願いいたします。14ページの19行目、TRRの記載が抜けておりました、永田先生に御追記をいただきました。ありがとうございます。

18ページ3. 土壌中運命試験ですが、こちらは(1)好氣的及び嫌氣的土壌中運命試験という表題となっております、内容についても、そのようにまとめられていたものでございます。今回、部会のほうでは重版だったということで、こちらの試験については議論されていなかったのですけれども、少し修正をいただきましたので、試験条件などを確認いたしました。

この表題ですけれども、嫌氣的試験というのは、抄録又は報告書のいずれも嫌氣的試験という表題で記載されていたことに沿って、このように記載されていたものでございます。試験条件なのですけれども、密栓がされておりましたので、多分試験をしているうちに、嫌氣的条件に徐々に慣れていく条件ではないかと思えます。ただ、抄録ですとか、報告書の記載から、窒素でパージしたとか、還元電位を測って、嫌氣的であることをきちんと確認したという情報はありませんでしたので、嫌氣的というのは確実な条件ではないかとは思われます。試験の情報としては以上でございます、先生方、御修正のとおりでよろしいかどうか、念のため御確認いただければと思えます。

22ページをお願いします。今回、作物残留試験成績の一部、キャベツとかんきつの試験が追加されました。今回、作物の追加により、最大残留値の修正はございませんでしたが、記載については、全体的に修正、記載整備をいただいております。また、表3の推定摂取量につきましても、再度計算がなされております。

22ページから毒性で、今回、急性参照用量の御議論をいただきましたので、関連する部分を中心に説明させていただきます。

7. 一般薬理試験ですけれども、1,500 mg/kgですと影響があつて、運動性の低下がございます、5,000 mg/kgですと死亡が出るという毒性でございます。

23ページを御覧いただきますと、ウサギとマウスの経口投与の一般状態等の試験もございます。

24ページ、8. 急性毒性試験。LD<sub>50</sub>は1,700~4,000 mg/kgぐらい、ラットですと、そのぐらいの数字ですけれども、1,600 mg/kgとか950 mg/kgといった用量では、一般状態の変化が認められております。

25ページをおめぐりいただきますと、マウスも同様に1,600 mg/kg投与ですと、影響が出るという結果となっております。(2)急性神経毒性試験ですけれども、こちらは50



川先生に御修正いただいております。

Ⅲ. 食品健康影響評価ですけれども、今回、急性参照用量を設定いただきました。根拠となる試験につきましては、51ページの表26を御覧いただければと思います。ここに単回投与で認められた影響をおまとめいただきまして、結論といたしましては、ラットとウサギの発生毒性試験で認められた体重の変化、摂餌量の変化、急性無毒性量30を根拠に、100で除した0.3を急性参照用量として設定いただいております。

もう一点修正いただいております、48ページ、発達神経毒性の食品安全委員会の結果のまとめの一番下のところで行動学的影響は認められないと、発達神経毒性試験の本文のところでおまとめいただきまして、それとは違う記載になっておりましたものを西川先生に修正いただいております。

説明は以上になります。お願いいたします。

○西川座長

ありがとうございました。

それでは、まず、14ページの③代謝のところ、19行目に永田先生からTRRの追記というコメントが出ておまして、ありがとうございました。そのように修正いたします。

18ページ3. 土壌中運命試験で、当初のタイトルの嫌氣的というところが、実際には好氣的湛水という試験であるということで、6行目と17行目に修正がなされております。上路先生、與語先生、適切でしょうか。

○上路専門委員

はい、これで結構です。

○與語専門委員

結構です。

○西川座長

ありがとうございました。

それから、毒性のところについて、いくつか細かい修正をさせていただきまして、一応そのように直っておりますので、特にはさらなるコメントはないのですが、私が出した修正は特に問題ありませんか。

(首肯する委員あり)

○西川座長

ありがとうございます。そのように修正したいと思います。

あとは、特にコメントをいただいておりますので、全体を通して、何かお気づきの点があれば言っていただければと思います。もしもないようでしたら、まとめに入りたいと思います。

本日の審議を踏まえまして、テブコナゾールのADIにつきましては変更なし、急性参照

用量、ARfDにつきましては、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量である30 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg体重と設定することで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思っております。

以上で、テブコナゾールの審議は終了しましたが、事務局からの連絡事項を含め、ここまでで何かございますでしょうか。

それでは、今後の進め方についてお願いします。

○横山課長補佐

評価書を整えまして、食品安全委員会に進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○西川座長

よろしく願いいたします。

次は、農薬ビシクロピロンの食品健康影響評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料2をお願いいたします。

経緯ですけれども、資料2の評価書(案)の4ページをお願いいたします。本剤はインポートトレランス設定の要請に関連いたしまして、2015年2月に厚生労働大臣から評価の要請があったものでございます。評価第三部会で御審議いただいたものです。

まず、6ページの要約の22行目、暴露評価対象物質のところに御意見がございますが、後ほど食品健康影響評価のところで御議論いただければと思います。また、7ページにつきましても、記載について修正させていただいております。

8ページをお願いいたします。このものの構造式は30行目に示されております。このものですけれども、9ページをお願いいたします。トリケトン系の除草剤で、プラストキノン生合成経路に関与する4-HPPDの阻害により除草効果を示すと考えられております。

10ページをお願いいたします。1. 動物体内運命試験でございます。まず、ラットの試験でして、薬物動態学的パラメータは表1のとおりでございます。

11ページに吸収率の記載がございまして、少なくとも雄で85.0%、雌で90.0%と算出されております。7行目から(2)分布(ラット)でございます。分布は①、②、③とそれぞれ異なる条件で試験が実施されておまして、いずれも肝臓、腎臓で比較的高い放射能が認められております。

13ページをお願いいたします。代謝物の検討がなされておまして、尿中ですと、主要代謝物といたしまして、A、E、F、G、Hが認められております。

15ページをお願いいたします。(4)排泄(ラット)ですけれども、尿及び糞中の排泄は速やかで、主に尿中に排泄されるというデータとなっております。16ページのとおり、胆汁中にも排泄がございます。

17ページをお願いいたします。畜産動物の体内運命試験でございます。ヤギとニワトリ

で実施されております。主要成分といたしましては、未変化のビスクロピロン、代謝物Aが認められております。ほかにも複数の代謝物が検出されておりますが、それらについてはいずれも10%TRR未満ということです。10%TRR以上認められた代謝物はAということでございます。

20ページをお願いいたします。2. 植物体内運命試験がとうもろこし、さとうきびで実施されております。代謝物ですが、代謝物Dの抱合体、ほか多数の代謝物が認められておまして、21ページからの表にまとめていただいております。

21ページからの表12の記載について、與語先生から御修正とコメントをいただいております。まず、修正ですけれども、22ページ、表の脚注になります。2行目の検出不能というものについては、もともと記載がなかったので、修正いただいております。また、22ページですと、表の一番上の行のNAという記載ですが、スラッシュで該当なしと御修正いただいております。表13につきましても、同様に修正をいただいております。また、一番下の行から、ND、NA、スラッシュの違いの整理はこれでよいですかとコメントをいただいております。

今回の表につきましても、先生の御指摘のとおり修正させていただきました。また、NAというのは、Not Analyzedと言うときもあるのですが、Not Applicableとして、該当がなかったものについても使っている場合がございます。

あと、これらの記号なのでございますけれども、いろいろなことを表現しないといけないことがありまして、一つの評価書の中では全て通して同じ記号を使うように気をつけているのと、該当なしが何の該当がないかというのをできるだけ詳しく書くようにと幹事会で御指摘をいただいております。できるだけ記載するようにしておりますが、評価書間で若干まとめ切れなくて、違う記号を使うことがありますが、脚注などでわかりやすくなるように工夫させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

26ページをお願いいたします。こちらは土壌中運命試験についてです。目的としては、嫌気的な状態での分解などを調べるために実施された試験ということで、嫌気的土壌中運命試験という項でまとめていただいております。表17のとおり、実際は好気的条件下の後に嫌気的にしたり、嫌気的なものだけというような、好気的も含めた条件で試験が実施されておまして、與語先生、上路先生から、表題を含め好気的/嫌気的及び嫌気的土壌中運命試験と記載したほうがいと御修正をいただいております。

26ページの27行目からの記載で、推定半減期につきましてコメントと修正をいただいております。27ページも御覧いただければと思っておりますけれども、こちらは推定半減期の記載について、好気的か嫌気的かを明示した上で記載したほうがいと、先生方から御意見をいただいております。

これについて、27ページの11行目からの【事務局より】にお示しさせていただきましたけれども、確認しましたところ、推定半減期自体は嫌気的条件下のデータだけを使って算出したという説明がございましたので、半減期に関する26ページの一番下の行からの記載

につきましては嫌氣的条件下という記載でどうかと考えております。書きぶりについて、御確認いただければと思います。

また、27ページの15行目からの主な分解経路の記載についてなのですが、好氣的条件も含めた記載ぶりとなっております。與語先生からその点を明らかにする必要があるというコメントをいただきました。また、上路先生から、その点を踏まえて好氣的/嫌氣的及びというのを追記してはどうかと、既に修文をいただいているところでございます。このような修正で御確認いただければと思います。また、18行目と19行目は元はそれらの代謝分解によるという文章なのですが、こちらは分解物の生成ということで、先生方から同様の趣旨で異なる修文案をいただいておりますので、どちらの文章にしたらよろしいか、御意見をいただければと思います。

30ページをお願いいたします。6. 作物等残留試験の結果ですが、10行目からございますが、代謝物B又はKの構造を有する化合物及び代謝物Lを分析対象として、試験が実施されております。代謝物Bの構造を有する化合物は、いずれの試験においても定量限界未満、代謝物Kの構造を有する化合物の最大残留値は0.0255 mg/kg、代謝物Lについては0.0258 mg/kgという結果でございました。畜産物残留試験も乳牛で実施されております。最大残留値は31ページに記載のあるとおりとなっております。

31ページから毒性になります。まず、急性毒性試験ですが、表23のとおり結果となっております。ラットを用いた経口の試験のLD<sub>50</sub>が5,000超となっております。5,000 mg/kgの投与ですと、立毛ですとか、円背位といった症状が認められております。

32ページの4行目から急性神経毒性でございまして、こちらは2,000 mg/kgで自発運動量の減少が認められ、無毒性量は200 mg/kgと判断をいただいております。こちらの試験が急性参照用量の一般の集団の設定根拠とされたものでございます。

32ページの21行目から反復の試験がございまして、本剤、4-HPPD阻害剤でチロシン血症が認められるもので、主な毒性の所見といたしましては、角膜混濁ですとか、小葉中心性肝細胞肥大、甲状腺ろ胞細胞肥大などが認められております。

35ページをお願いいたします。13行目から(5)90日間亜急性神経毒性試験がございまして、結果としては亜急性神経毒性は認められなかったという内容です。21行目の角膜炎という記載ですが、表中の所見名と齟齬があるということで、西川先生に御修正いただきました。

36ページの12行目から11. 慢性毒性試験及び発がん性試験になります。まず、イヌの試験ですが、おめくりいただきまして、表34のとおり、主な所見といたしまして、後根神経節の神経細胞ニッスル小体の消失/腫脹というものが認められております。

37ページの5行目から、ラットの併合試験でございまして、こちらの試験がADIの設定根拠とされました。非腫瘍性病変ですが、表36のとおりとなっております。雄の甲状腺限局性ろ胞細胞過形成が5 ppm、一番下の用量で認められておりまして、こちらのLOAEL所見がADIの設定根拠とされました。

コメントといたしまして、雄の5,000 ppm、ハーダー腺の変化につきまして、西川先生からどのような変化かという御質問をいただきました。38ページの中ほどの【事務局より】を御覧いただければと思いますが、Harderian gland alterationという原語を踏まえて、このようなハーダー腺の変化という記載にさせていただいたものでございます。

また、腫瘍性病変は表37のとおりで、角膜の扁平上皮癌、扁平上皮乳頭腫がございまして、いずれも群間では有意差がないのですけれども、扁平上皮乳頭腫はPeto検定で有意差があるという結果でございました。こちらは37ページの18行目～19行目のとおり、腫瘍性病変が認められたということで、おまとめいただいております。

西川先生から、38ページが一番下から、合計で有意差はないですかという御質問をいただきました。これらにつきましては、合計での集計がございませんでした。報告させていただきます。39ページ、マウスの試験では発がん性が認められておりません。

21行目から12. 生殖発生毒性試験で、まず(1) 2世代繁殖試験(ラット)ですが、繁殖能に対する影響は認められておりません。

41ページ、発生毒性試験、まずラットの試験です。所見は表42のとおりで、胎児で種々の所見が認められておりますが、催奇形性はなしと御判断いただいております。

42ページからウサギの試験がございまして、①から③まで3本の試験が実施されております。①と②の試験では、一番下の用量の10 mg/kgでも胎児に影響が出ているという結果でございまして。

43ページの表45の母動物の所見ですけれども、母動物の胃の所見なのですが、西川先生から組織学的検索について御質問いただきましたが、発生毒性試験ということもあり、病理組織学的検査はなされておりましたので、御報告させていただきます。

ウサギの試験は③もございまして、こちらの試験では、44ページの表を御覧いただければと思いますが、1 mg/kgまで試験が実施されておまして、この試験では無毒性量が得られております。

これらの試験を総合いたしまして、44ページの8行目からウサギの無毒性量についてということで、ウサギの胎児における無毒性量が1 mg/kgと判断したとおまとめいただいております。また、このウサギの試験は、母動物に毒性が認められない10 mg/kgで過剰肋骨ですとか、肋軟骨過剰、仙椎全椎骨数27などが認められておまして、これらをエンドポイントに急性参照用量を設定していただいております。

1点、おわびなのですが、44ページの表46の中にNDという記号がございまして、脚注にNDは検出されずと記載しておりましたが、もう一度確認いたしましたところ、このNDはNot detectedではなくて、Not determinedということで、意味を取り違えておりました。分析せずということかと思っておりますので、NDですとわかりにくいので、記号を変えてバーカスラッシュにして、脚注を適切に整えさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

45ページをお願いいたします。13. 遺伝毒性試験ですけれども、表48のとおり、全て陰

性で遺伝毒性はないと御判断いただいております。11行目から14. その他の試験といたしまして、種々の試験がございます。ラットの14日間反復経口投与試験では、チロシン濃度も測定されております。ほかに甲状腺、肝臓への影響というのが確認されております。

46ページの甲状腺機能への影響試験の中では、おめくりいただきまして、47ページになりますけれども、 $T_3$ とか $T_4$ の測定もなされておまして、47ページの表のとおり、先ほどADIの設定根拠になった所見が、5 ppmで認められたということをお紹介させていただきましたが、同じ用量で $T_4$ の減少が認められるという影響も認められております。

48ページは、マウスの免疫毒性試験ですけれども、本試験条件下では、免疫毒性は認められなかったという結果となっております。

Ⅲ. 食品健康影響評価をお願いいたします。49ページからになります。まず、暴露評価対象物質ですけれども、部会の御判断では、農産物中の暴露評価対象物質をビシクロピロンと御判断いただきました。

この点に関しまして、上路先生からコメントをいただいております。50ページの10行目からになります。畜産物の暴露評価対象物質について、これまでのやり方に従って、今回、本剤ではニワトリの残留試験がないということで、部会では設定されなかったと思いますというコメントです。この考え方については、これまでの判断と同じで異論はないという御意見をいただきましたが、これに加えて、データを上路先生のほうで御覧いただいた結果、ニワトリでは10%TRRを超えて認められ、代謝物がなくて、肝臓で若干検出されている代謝物Aがラットと共通であることを考えると、ニワトリについては残留試験のデータがなくても畜産物中の暴露評価対象物質が設定できるのではないかという御意見です。このような場合を考えると、畜産物の暴露評価対象物質の決め方を改めて考え直して見る必要があるのかもしれないと、御意見をいただいたものでございます。

また、與語先生からも同様の御質問ですけれども、畜産物が対象となっていないのは乳牛1種類だけだったためですかということですが、ニワトリがなかったからというお答えになります。

50ページの3行目、こちらの追記は、畜産物の暴露評価対象物質を設定する場合、こういった代謝物の情報も追記したほうが良いということでもいただいたコメントかと思っております。

まずADIの設定についてですけれども、ADIにつきましては、ラットの併合試験の最小毒性量になる0.28を1,000で除したものとして設定いただきました。この点につきまして、西川先生から御質問いただきまして、甲状腺ろ胞上皮過形成の発現機序がラットに特異性の高いものであるとすれば、追加係数はもう少し小さくてもよいとする判断もあり得ると思っております。部会での議論は如何でしたかという御質問をいただきました。

【事務局より】からでお示しさせていただきましたが、まず、無毒性量が得られていないということと、この併合試験なのですけれども、LOAELの用量が5 ppmであるのに対して、その上の用量の設定が500 ppmと、用量間の幅が非常に大きくて、用量反応関係がわからなくて、どの程度下の用量であればこの影響が出ないかというところの関係が把握し

づらいということ、所見が過形成であったということ、T<sub>4</sub>の濃度の変化の状況など、それと甲状腺ですのでチロシンの濃度もはかられているのですけれども、それがラットですと、5 ppmでかなり高濃度になっているということも含めて御議論いただきまして、追加の安全係数を10と設定いただいたものでございます。なお、甲状腺の病変のラット特異性についてということでは、安全係数に反映するという議論はございませんでした。

ほかには、評価書といたしましては、ADIのところ、例えば51ページの10行目、11行目、21行目を修正いただいております。

ただいまADIの御説明をさせていただきましたが、急性参照用量につきましては、57ページと58ページを御覧いただければと思います。一般の集団に關しましては、表56-1のとおり、急性毒性、急性神経毒性からエンドポイントを選んでいただいております。また、妊婦又は妊娠している可能性のある女性については、ウサギの発生毒性で認められた所見を根拠に、エンドポイントとしていただいているところでございます。

結果といたしましては、52ページのとおり、急性参照用量が、一般の集団については、ラットの急性神経毒性の無毒性量200を根拠に、100で除した2 mg/kg、妊婦又は妊娠している可能性のある女性については、ウサギの発生毒性試験の無毒性量1を根拠に、100で除した0.01 mg/kgと設定いただいているところでございます。

また、評価書の修正ですけれども、52ページの一番上の行で追加の不確実係数という記載をしてしまいましたが、追加の安全係数に修正させていただきたいと思います。ADIの設定のときには使っていない言葉を記載してしまいました。申しわけございませんでした。なお、EPAのほうでは不確実係数という言葉を使っておりますので、EPAのほうの記載についてはこのままとさせていただきます。

54ページ、西川先生の御指摘を受けて、ラットの90日の亜急性試験の総合評価のところで、本当は直したつもりで、最小毒性量の欄の雌雄をまた間違えてしまいまして、大変申しわけございません。適切に修正させていただきたいと思います。

説明は以上になります。お願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

それでは、最初が2. 植物体内運命試験でとうもろこしの試験です。21ページの表12、13、14に関して、脚注のところ、NAではなくてスラッシュにして、該当なしという説明にするということで、與語先生、これでよろしいですね。

○與語専門委員

これで結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

それから、26ページの(4)の嫌氣的土壤中運命試験に關することで、実は、これは好氣的/嫌氣的という条件でもなされているのでということで、追記すべきというコメントが

與語先生、上路先生から出ております。これについて、26ページから27ページにかけて修正がなされていますけれども、上路先生、よろしいでしょうか。

○上路専門委員

結構です。

一つ、27ページの18行目、19行目のところで、私と與語先生との間でどちらにするかということがありましたけれども、19行のほうの與語先生の文章の書き方に統一してください。お願いします。

○西川座長

ありがとうございます。

それでは、27ページの18行目、19行目どちらかということでしたが、上路先生の御意見により、19行目の與語先生の修正案を採用したいと思えます。ありがとうございました。

それから、27ページの11行目からのボックス、與語先生から推定半減期に関するコメントが出ておりましたけれども、それに対して事務局の説明について、與語先生、いかがでしょうか。

○與語専門委員

抄録の項目7の38ページの土壌中の酸化還元電位を見ると、どうもこれは被験物質添加後に、すぐに窒素ガスを通気しているのですけれども、しばらくは好氣的な条件のようです。それを考えると、上路先生が書かれているように好氣的/嫌氣的及び嫌氣的条件下とするか、その表現を全部外してしまっ書か、いずれかのほうがよいかと思えます。

○西川座長

ありがとうございます。

上路先生、いかがですか。

○上路専門委員

私も、データを今見ていないものですから、與語先生がちゃんと言われましたので、私の修正のままでいいという判断でよろしいですね。

○與語専門委員

大丈夫です。

○西川座長

ありがとうございます。そのようにしたいと思います。

あとは、特にはなくて、35ページのラットの90日亜急性神経毒性試験で、21行目からの無毒性量の所見が表と違うので、修正をお願いしたものです。

随分飛んで44ページです。ウサギの発生毒性試験③について、表46ですが、このNDという記載が実際は間違っていたということで、事務局から、例えばスラッシュにして分析せずという修正をしたいという御意見がありました。そのようにしたいと思います。

Ⅲ. 食品健康影響評価について、50ページのところで3行目からですが、畜産物を暴露評価対象物質の設定に加えたほうがよいという御意見が上路先生から出ておまして、そ

の理由は、ニワトリの残留試験はなかったけれども、畜産物中の肝臓で若干検出されている代謝物Aがラットと共通代謝物であるということ踏まえて、加えてもよいという御意見なのですが、上路先生、補足をお願いできますか。

○上路専門委員

部会のほうで、今までのガイダンスに従って暴露評価対象物質の設定というのが検討されたかと思います。そのことで、部会の検討、審議状況というものを尊重するというところに間違いございません。ただし、畜産物の場合に、17ページのところに畜産物の体内運命試験というものがヤギと、その次に19ページのところにニワトリが行われています。ヤギでは10%TRRを超えているものが代謝物Aというものであります。ニワトリのほうは代謝物Aというものが生成されてはいるのですけれども、10%を超えるような非常に大量の代謝物は見つかっていないという結果が得られています。

ということになりますと、もし、畜産物の残留試験をやる場合にも、ヤギの場合には代謝物Aについても残留試験というのをやるのでしようけれども、ニワトリはあえて代謝物Aを加えた残留試験はやらなくてもいいとも読み取れると思います。そういうことになると、畜産物の試験だったらニワトリの残留試験がなくても、畜産動物というものの暴露評価対象物質の設定ができるのではないかというのが私の考えで、これは部会のことを尊重しますが、もしかしたら、畜産物が全く設定できないというものでもないなということで書き直し、追加をしたものです。

畜産物に関しての暴露評価対象物質の決め方というのは、ここ1、2年、農水省の中でもやっと去年データ要求のガイダンスができた段階で、まだまだなれていません。食品安全委員会でも3年ぐらい前に暴露評価対象物質の考え方というものを検討したのですけれども、そのときは畜産物については余りきちんとしたものをやっていたというのとは事実ですから、ここに書いたように暴露評価対象物質の決め方というものをもう一度考え直してみることが必要なのかなというのが1つです。

それと、もし、この剤について入れる畜産動物についても書くことができるのではないかというのが私の考えです。ただし、これは部会の決定を尊重します。どちらでも後はお任せします。

○西川座長

ありがとうございます。

50ページの11行目のボックスに、與語先生からも恐らく同じ趣旨のコメントが出ておりますけれども、與語先生、いかがでしょうか。

○與語専門委員

上路先生の言うとおりです。部会の決定を尊重するというのはあるのですけれども、科学的に見る限り、ここで畜産動物に関して入っても全く問題はないかなと判断しております。

○西川座長

そうしますと、畜産物を暴露評価対象物質の設定に含めるということにしたいと思いますが、これは部会にその旨を報告すればよいということなのでしょうか。三枝先生。

○三枝専門委員

このことについては特に部会では議論がなくて、スルーしてしまったということなので、もしよければ、この部分だけをもう一度部会で皆さんと議論したいと思うのですけれども、それでいかがでしょうか。

○西川座長

部会に持ち帰ってということですね。

○三枝専門委員

はい。ただし、このことがなければADIが決まらないということでもないと思うのですけれども、そのへんは御了解いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西川座長

結論が変わらないのであれば、御報告いただいて、それで特に反対意見は恐らく出ないと思いますので、取り扱いとしては報告のみということにしたいと思いますが、いかがですか。

○三枝専門委員

それで結構です。

○西川座長

ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。

どうぞ。

○堀部課長補佐

この剤の関係というよりは、幹事会ですので全体の話として、先ほど上路先生からも御提案のあったところで、ガイドンスに関しても少し考えたほうがいいのではないかとということが1つあるのと、もう一点は恐らく今回の判断を踏まえて、同じような場合に各部会でケースバイケースで御判断をいただく必要が出てくると思いますので、事務局も注意して評価書を作成するようにいたしますけれども、ルールが若干ここで変わるということは御認識いただければと思います。

ガイドラインの書きぶりに関しては、後ほどまた先生方と御相談をさせていただければと思いますが、もしかすると、ガイドンスの留意事項という点がありますので、留意事項のところ少し何か書き加えることで、全体を今眺めていて、留意事項で対応できるかなと思いつつながら、こういう場合はケースバイケースで判断しましょうねみたいなことが一言入れられるといいかなと思います。詳細は幹事会のほうにお諮りさせていただければと思います。

○西川座長

ガイドンスですね。

○堀部課長補佐

すみません、ガイダンスです。

○西川座長

これはルールですので、どういう形にするかは事務局にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

あと、50ページの私の意見で、ADIのエンドポイントとなった甲状腺のろ胞上皮の過形成は、データを見る限り、やはりラットに特異性の高いものなので、もうちょっと追加係数について、議論されたはずだという前提でコメントしたのですが、一応の議論はされているということですので、部会の結論を尊重するということにしたいと思います。それについて、何か御意見がありましたらお願いいたします。

では、そのようにしたいと思います。

どうぞ。

○吉田委員

食品健康影響評価のところ、若干部会の議論についてお尋ねしたいのですが、イヌの1年の結果なのですけれども、37ページの表39に出ているのですが、イヌの25で見られた角膜混濁を抄録で拝見いたしますと用量相関性がない。恐らくイヌの25だとチロシンは上がってこないのではないかなと認識していたのですが、コントロールでも最初から2例程度出ているというのがあったので、この25からを毒性とされた根拠です。

もう一つは、ニッスル小体のいわゆるセントラル・クロマトライシスなのですが、こちらにつきましても、余り用量相関性のない変化に抄録を拝見する限り思うのですが、このあたりを毒性とした部会の根拠について、少しお聞かせいただけるとありがたいのですが。

○西川座長

結構細かい点ですね。

○吉田委員

そこがわからなかったの。

角膜混濁というのはこういった剤のときに非常によく出るのですが、そのところと2点だけをお聞かせいただけませんかでしょうか。

○西川座長

とりあえず、部会の座長の三枝先生に御意見を。

○三枝専門委員

この点については、用量相関がないというのは議論しました。ただ、この剤の特徴として角膜混濁が出てくるので、これは用量相関はなくても一応とったほうがいいのかという議論でした。

それから、ニッスル小体のほうですけれども、これも全体で出ているので、毒性としてはどうかという判断だったと記憶しております。

以上です。

○西川座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○納屋副座長

この所見については、評価書36ページの表33を御覧になられた担当の先生が用量相関はないはずだと。血中のチロシン濃度はもうプラトーに達していると。2.5 mg/kgからもう全てプラトーだから、25だとか2.5で用量相関性を見る意味はないのではないか。十分に暴露されているという状況で、いろいろなチロシンに関連した所見が出てきていると考えるべきだとおっしゃって、たしかみんなそこで納得した記憶があります。

○西川座長

ありがとうございます。よろしいですか。

○吉田委員

イヌでこんなに、これはAUCですよ。

○西川座長

とにかく議論があったということですので、御納得いただければと思います。

あと、全体を通して、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の審議を踏まえまして、ビシクロピロンのADIにつきましては、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の最小毒性量である0.28 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数1,000で除した0.00028 mg/kg体重/日とし、一般の集団に対するARfDにつきましては、ラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量である200 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した2 mg/kg体重とし、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDにつきましては、ウサギを用いた発生毒性試験③の無毒性量である1 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.01 mg/kg体重と設定することで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

以上ですが、ここまでで何かございますでしょうか。

事務局から、今後の進め方についてお願いいたします。

○横山課長補佐

まず、暴露評価対象物質についてですが、部会のほうに議論の内容を報告させていただきます。もし、御意見をいただけるようでしたら、今後のガイダンスの作成の参考にさせていただくということで御意見を賜ると。評価書を整えまして、食品安全委員会のほうには並行して進めさせていただければと思います。

ありがとうございました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。農薬フルオピラムの食品健康影響評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、資料3をお願いいたします。

フルオピラムですが、経緯は評価書案の4ページをお願いいたします。

今回、適用拡大とインポートトレランス設定の要請に関連いたしまして、2015年に厚生労働大臣から評価の要請のあったものでございます。

今回、第2版の御審議を評価第二部会でいただいたものでございます。

今回、追加された試験成績ですけれども、畜産動物、ヤギとニワトリを用いた動物体内運命試験、ウサギとニワトリを用いた畜産物残留試験と作物残留試験、これはだいたいはくさい等と、作物残留試験、メカニズム試験が追加されました。部会のほうでは、新たに追加された試験と急性参照用量の設定について主に御議論いただきました。今日はその点と、今日いただいているコメントを中心に説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

フルオピラムの構造式は6ポツのとおりのものでございまして、ピリジルエチルアミド系の殺菌剤で、糸状菌のミトコンドリア呼吸鎖におけるコハク酸脱水素酵素阻害により殺菌効果を示すと考えられているものでございます。

1. 動物体内運命試験ですけれども、コメントをいただいております、17ページをお願いいたします。35行目からの記載なのですけれども、代謝物の記載が重複しております。わかりにくかったものについて、永田先生から御指摘いただきまして、Z-オレフィン体(M03)及びE-オレフィン体(M02)が、それぞれ0.01% TAR以下で認められ、これらの代謝物は、M07及びM16の脱水により生成されると考えられたと修正させていただきました。御確認お願いできればと思います。

18ページの(2)ヤギの試験と、21ページからの(3)ニワトリの試験が追加されまして、10% TRRを超える代謝物といたしまして、M02、M03、M07など多数の代謝物が認められました。

2. 植物体内運命試験につきましてはコメントを頂戴しておりません。環境についてもございませんでした。

33ページをお願いいたします。

19行目からの(1)作物残留試験成績の一部のはいず、はくさい等が追加されまして、最大残留値の記載を含め、記載内容について御議論いただき、修正いただいております。

34ページの(2)畜産物残留試験はウシとニワトリの試験が追加されまして、試験といたしましてはフルオピラム代謝物M21、代謝物M02+M03を分析対象として実施されました。

最大残留値は、1倍量の結果ですと、フルオピラムが最大0.71 µg/g、代謝物M21が1.2 µg/g、代謝物M02+M03で0.09 µg/gという結果でございました。

35ページの14行目の(3)後作物残留試験も追加されまして、いずれの試験もこの条件ではフルオピラム代謝物M21が測定されまして、定量限界未満という結果でございました。

(4)推定摂取量は、今回、新たに計算されました。

36ページから毒性でございます。表20に一般薬理試験の結果が取りまとめられておりまして、雌雄とも、特に雌で128ですと正向反射低下といった症状がありまして、無毒性量が51.2という数字となっております。

おめくりいただいて37ページ、表21が急性経口毒性試験の結果を御確認いただけますが、LD<sub>50</sub>は2,000超となっております。

37ページの15行目から（2）急性神経毒性試験（ラット）でございます。この剤の急性参照用量の設定根拠となった試験でございます。

本試験につきましては初版から記載があったものでございますけれども、今回、急性参照用量を設定いただくに当たり、もう一度データを詳しく御確認いただきました。その結果、初版では雌の無毒性量が100 mg/kgであったものについて、無毒性量を50 mg/kgと修正されました。

具体的には表23-1として所見がまとめてございますが、試験がまず1回なされまして、無毒性量の確認のために表23-2の追加の試験が実施されておりました。

前版までの評価では、100 mg/kgで自発運動量の減少があったのですけれども、有意差のない変化ということで、この100 mg/kgの影響は毒性所見としないと判断されておりまして、無毒性量が100だったものです。

この点につきまして、もう一度さきに行われた試験、125 mg/kgで影響が認められていることとの用量の関係ですとか、実際の自発運動量の変化の程度をもう一度精査していただきまして、やはり100 mgは影響と御判断いただいたものでございます。この判断の内容につきましては38ページの4行目から9行目のところに判断の根拠を詳しく記載いただきました。

39ページからが反復投与の試験でございます。23行目比重量増加等の等が抜けておりまして、西川先生に御修正いただきました。また、表25にございますが、ラットの90日の試験では体重増加抑制が急性参照用量のエンドポイントとして選定されました。

40ページのイヌの試験も最高用量で雌雄とも体重減少がございまして、急性参照用量のエンドポイントと御判断いただいております。

評価書の修正ですけれども、44ページの表35で、雌ですと一番上のカラム、雄ですと一番下になりますが、変異肝細胞巣と修正をいただいております。

以降も同様の御修正をいただいております。45ページの雌の最高用量も御修正いただいております。

46ページから12. 生殖発生毒性試験でして、47ページが（2）発生毒性試験（ラット）の母動物で認められました体重増加抑制と摂餌量低下と150 mgの影響ですけれども、こちらも急性参照用量のエンドポイントと御判断いただいております。

49ページをお願いします。19行目は、こちらも変異肝細胞巣の修正をいただいております。

51ページをお願いいたします。ラットで肝腫瘍が認められているということで、今回、

こちらのメカニズム試験が追加されて御審議いただいております。

55ページの③の試験も追加された試験です。

59ページ、マウスでは甲状腺の影響がございまして、ろ胞細胞腺腫がございまして、今回、こういった試験が追加されております。

60ページの⑥も、今回、追加された試験です。

62ページの⑦、⑧も御審議いただきました。

64ページの5行目から、これらの試験のまとめといたしまして、肝腫瘍と甲状腺腫瘍について、それぞれ追加された試験結果も踏まえて、内容の見直しをしていただいております。

Ⅲ. 食品健康影響評価でございますが、暴露評価対象物質といたしまして、農産物、畜産物についてフルオピラムという設定をいただいております。

ADIについては変更なしで、急性参照用量について、72ページをお願いいたします。表61のとおり、エンドポイントについておまとめいただいております。最小の無毒性量はラットの発生毒性試験の30 mg/kg、体重増加抑制、摂餌量低下をエンドポイントとされたものですが、急性参照用量の設定根拠としては、ラットの急性神経毒性試験の50 mg/kgを選んでいただいております。

その根拠といたしましては、67ページの食品健康影響評価の27行目以降におまとめいただいております。各種の試験で認められた影響の程度ですとか、種類、用量設定の差、これらを総合的に勘案していただいて、50 mgを根拠にするのが適切であろうと御設定いただいたものでございます。

結論といたしましては68ページでございます。ラットの急性神経毒性試験の無毒性量を50 mg/kg体重を根拠として、100で除した0.5と設定いただいております。

説明は以上でございます。

お願いいたします。

○西川座長

ありがとうございました。

最初は17ページです。動物代謝のうちのラットの試験で、35行目以降に、永田先生から文脈がおかしいので修正を加えたということで、わかりやすくなったと思います。ありがとうございました。

同様に、21ページ、ニワトリの分布の試験ですが、やはり永田先生から記載整備のコメントが出ておまして、適切に修正をされていると思います。

永田先生、何か補足はございますか。

○永田専門委員

結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

植物と環境については特にコメントをいただいております。

あと、細かい指摘をいくつかさせていただきましたけれども、特に問題なければそのように修正したいと思います。

あとは特にないのですね。

全体を通して、何か気づかれた点がございましたらお願いいたします。

○小澤専門委員

今、見ていて気がついて申しわけないのですけれども、55ページの③ ラット又はヒト肝細胞を用いた肝薬物代謝酵素誘導及び肝細胞増殖試験のところですが、18行目で2A及び3Aと書いてあるのですけれども、2Bではないかなと思うのですけれども、永田先生、どうですか。

○西川座長

CARであれば普通は2Bですね。

○小澤専門委員

2Aもなくはないのですけれども、この活性のラインナップから見ると、2Bではないかなと思いました。抄録も確認できれば。

○西川座長

ちなみに、これは第二部会、先生の部会ですね。

○小澤専門委員

すみません。私も見ていたはずなののですけれども。

○西川座長

確認いただいて、もし、修正が必要なら。細かいところですからいいと思います。

○小澤専門委員

そうですね。

○堀部課長補佐

2Bです。

○西川座長

2Bですね。

○堀部課長補佐

はい。すみません。

○西川座長

ありがとうございました。

ほかに特になければ、結論に行きたいと思います。

フルオピラムのADIにつきましては変更なしとします。ARfDにつきましては、ラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量である50 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した0.5 mg/kg体重と設定することで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

以上でフルオピラムの審議は終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。  
今後の進め方について、事務局からお願いいたします。

○横山課長補佐

評価書案を修正させていただきまして、食品安全委員会に進めさせていただきます。  
ありがとうございました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

次は、農薬プロメトリンの食品健康影響評価についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

資料4をお願いいたします。

経緯ですが、3ページをお願いいたします。残留基準の設定に関連いたしまして、2013年に厚生労働大臣から評価の要請がございまして、評価第一部会で御審議いただいたものでございます。

7ページをお願いいたします。構造式は6ポツのとおりで、s-トリアジン系の除草剤で、植物の光合成電子伝達系を阻害して、炭水化物の整合性・蓄積を阻害することによって除草効果を示すと考えられているものでございます。

9ページ、1. 動物体内運命試験でございます。血中薬物動態学的パラメータが表2のとおりとなっております。

10ページに吸収率がございまして、少なくとも91.6%と算出されております。

分布といたしましては10ページの表3のとおり、赤血球に特に分布しているというデータがございまして。

代謝物ですが、11ページをお願いいたします。尿中ではBn、K、O、S、糞中でB、Hなどが認められております。

12ページ、表4の網かけのところの試験なのですけれども、永田先生から違った試験、試験群IIと試験群IVですけれども、しかも雄と雌の尿をあわせて実験をした意味がわかりませんということでコメントをいただいております。

こちらは抄録の記載を確認しましたが、尿中代謝物のプロファイルが同等であると考えられたので、合算値として報告書に記載したと示されたと説明がございました。御確認いただければと思います。

また(4)排泄ですけれども、13ページにございます。尿、糞、胆汁の結果がございまして、主に胆汁中に排泄されるというまとめとなっております。

2. 植物体内運命試験ですけれども、水稻、セルリー、わた、だいで試験が実施されております。10%TRRを超える代謝物として、I、C、P2、P4、Hが検出されております。

17ページを御覧いただきますと、(4)わた②の試験で、後ほど食品健康影響評価のところと、奥野先生から御質問があるのですけれども、2行目からのオートクレーブ加水分解

では、IとかP5といった代謝物が出てきております。

25ページ、6. 作物残留試験です。プロメトリンを分析対象として試験が実施されました。最大残留値は稲わらの0.24 mg/kg、可食部では全て定量限界未満という結果でございました。

25ページから毒性です。

26ページ、一般薬理試験の結果が表18のとおりです。マウスを用いたローターロード法などございまして、600では影響があつて200は無毒性量という結果です。

27ページをお願いします。急性毒性は表19のとおり、経口ですと、ラットですと2,000超という結果が出ております。マウスでも2,000を超えるようなLD<sub>50</sub>値となっております。

28ページの10行目から急性神経毒性試験がございまして、この試験が急性参照用量の設定根拠とされました。500 mg/kg体重以上の雌雄で歩行運動量の低下などが認められて、無毒性量は150 mg/kgと判断いただいております。

29ページをお願いします。反復投与がございましてけれども、主な毒性といたしましては体重増加抑制ですとか、貧血、腎臓、肝臓の重量増加などが認められております。

長期の試験ですけれども、31ページ以降になりまして、ラットの併合試験、マウスとも発がん性は認められなかったという結果となっております。

34ページの3行目、マウスの試験ですけれども、西川先生からコメントをいただいております。腸間膜リンパ節過形成ですが、肥大とは違うのですかというコメントです。原語ですけれどもhyperplasiaという記載で、これに基づく所見名かと思われま。御確認をお願いできればと思います。

34ページの9行目から2世代繁殖試験で、繁殖能に対する影響は認められておりません。

また、35ページにラットとウサギの試験がございまして、いずれも催奇形性は認められなかったという結果です。

後ほど西川先生から御質問がありますが、36ページの7行目から8行目、ウサギの発生毒性試験ですけれども、統計学的有意差はないのですが、後期吸収胚の増加ですとか、平均生存胎児数の減少、流産が認められております。EPAではこの試験を根拠に急性参照用量を設定しております。

36ページの遺伝毒性試験ですが、結果は表34のとおり、原体は全て陰性で、プロメトリンに遺伝毒性はないものと考えられたとおまとめいただいております。

37ページに代謝物Hの結果がございまして、やはり陰性の結果でございまして。

37ページの9行目の(1)28日間免疫毒性試験(マウス)につきまして、無毒性量を2,000 ppmと設定いただいております。

Ⅲ. 食品健康影響評価でございまして、39ページをお願いいたします。

11行目から植物体内運命試験の結果について、與語先生からコメントをいただいております。わたの試験で代謝物IとP5、これも10%TRRを超えているのではというコメントをいただきました。

先ほど、少し紹介させていただきましたが、オートクレーブ加水分解処理で認められたもので、かなり強い条件で抽出してきたものということで、評価書では10%TRRを超える代謝物とは整理をしなかったという経緯がございます。御確認いただければと思います。

それに伴いまして、19行目、可食部において認められた代謝物ということで整理してはどうかということで、與語先生から関連したコメントとしていただいておりますが、そういった経緯に基づいて整理されているということをもまず御確認いただいて、この19行目の記載についてももう一度御確認いただければと思います。

また、40ページ、急性参照用量の設定に関連してコメントをいただいておりますが、まず、46ページの表37を御覧いただければと思います。

46ページに、本剤で認められました単回投与等によって認められる影響というものでエンドポイントをまとめていただいたものでございます。これらの中で、急性神経毒性試験の無毒性量150を根拠に急性参照用量を設定いただいております。

40ページにお戻りいただければと思います。

西川先生からのコメントで、EPAでは13～49歳の女性に対して急性参照用量をウサギの試験を根拠として設定しているのですけれども、このウサギの試験の設定根拠となったものをこの調査会で採用しなかった理由を略述できませんかというコメントをいただきました。

まず説明ですけれども、EPAの急性参照用量の設定ですが、ウサギの発生毒性試験で認められた吸収胚、流産、後期吸収胚の増加が腹当たりの生存児数の減少につながっているということで根拠とされております。

部会では、先ほど触れさせていただきましたが、この所見について議論いただきまして、有意差がないような弱い影響であるということと、流産もそうですが、吸収胚も後期吸収胚で、早い時期の吸収胚がないということも考慮していただいて、エンドポイントとはされませんでした。

このような内容について西川先生から御指摘いただいたので、10行目から「なお」ということでここに書いてみたものがございますので、まず、内容を御確認いただければと思います。

また、ここに書いてしまった後で申しわけないのですけれども、もし、このような説明を書くのであれば、食品健康影響評価のこの部分よりも、36ページのウサギの該当の試験の部分に記載したほうがわかりやすいのかなと思ひまして、記載ぶりを場所も含めて御検討いただければと思います。

説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

まず最初が12ページの表4について、これは代謝の試験ですね。永田先生から、異なる

実験、しかも雌雄の合算値を示す意味がわからないということで、事務局から説明がありますように、代謝のプロファイルは第Ⅱ群雄と第Ⅳ群雌で同等と考えられるので合算したという説明があったのですが、永田先生、いかがですか。

○永田専門委員

恐らく古いデータだと思うのです。そのへんを勘案して、本来なら雄、雌を出すべきだと思います。これをコメントとして残していただきたいと思いますが、今回の場合は「抄録には」というところの括弧を下につけていただいて、その内容を説明していただければわかると思うのです。でないと、この実験だけが奇異な実験に見えますので、それであればいいと思います。

以上です。

○西川座長

脚注に書くということでしょうか。

○永田専門委員

はい。

○西川座長

では、そのようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

あと、動物、植物、環境でコメントはいただいていたかと思いますが。

毒性についてもほとんどコメントがないのですが、一つ34ページの5行目からのボックスに、腸間膜リンパ節の過形成というのが引っかかったので、確認の意味でコメントしたのですが、もとの原文にhyperplasiaとあるので、やむを得ないかなと思います。

リンパ節が過形成というと、ぼこぼこ発生しているように見えるのですがけれども、恐らく腸間膜リンパ節というのは全体が大きくなって肥大しているような状況ではないかなと思います。原文がhyperplasiaでありますので、これはこのままで結構です。

あとはほとんどなかったですね。

39ページのⅢ．食品健康影響評価について、12行目から13行目にかけて、與語先生から御修正をいただいております。

13行目からのボックスに、リストされた代謝物のほかにもあるのではないかとということでしたが、事務局の説明があつて、19行目の可食部においてという追記も含めて確認してほしいということだったのですけれども、與語先生、いかがですか。

○與語専門委員

すみません。私、オートクレーブ加水分解のところを見落としていて、最初にあったとおりに戻していただいて結構です。P5がチアノール酸という有名な化合物なもので少し気になっていて、そちらに気をとられて加水分解というのを見落としていました。申しわけありませんでした。

○西川座長

19行目も。

○與語専門委員

19行目も、そのまま可食部を外しても結構です。大丈夫だと思います。

○西川座長

そうすると、この部分についても修正は。

○與語専門委員

修正はなしでオーケーです。

○西川座長

なしでいいですか。

では、そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

あと、40ページにこれは私のコメントで、米国EPAと急性参照用量の設定の仕方が違うので、それがわかるようにということだったのですが、今、説明を伺いまして、有意差がない、弱い影響であるというところから、専門調査会ではこれを採用しなかったということで、これは書かなくても議事録に残るのであれば、この部分を削除していただいてもいいかなと思います。

ありがとうございます。

全体を通して何かございますか。

○與語専門委員

一つだけよろしいですか。

多分、コメントに残すだけでいいと思うのですが、水稲のところなのですが、13ページの一番下のところになるのですが、品種がきららとなっているのですが、これは抄録でもきららなのですが、きららという品種はないので、きらら397だと思うのですが、抄録もそうなっているので、きららのままで行くしかないかと思ったのですが、一応、コメントまで。

○西川座長

397を追記してください。

○堀部課長補佐

はい。

○西川座長

ありがとうございました。

そうしますと、本日の審議を踏まえまして、プロメトリンのADIにつきましてはイヌを用いた2年間慢性毒性試験の無毒性量である3 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.03 mg/kg体重/日。ARfDにつきましては、ラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量である150 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した1.5 mg/kg体重と設定することで農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思います。

以上でプロメトリンの審議は終了しましたが、事務局から今後の進め方についてお願い

いたします。

○横山課長補佐

御指摘いただいた点につきまして評価書案を修正いたしまして、食品安全委員会に進めさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○西川座長

それでは、続けます。

農薬ベンゾビンジフルピルの食品健康影響評価についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

資料5をお願いいたします。

経緯でございますが、3ページをお願いいたします。

インポートトレランス設定の要請に関連いたしまして、2015年2月に厚生労働大臣から評価について要請のあったものでございます。評価第四部会で御審議いただきました。

7ページをお願いいたします。

構造式は6ポツのとおりのもので、ピラゾールカルボキサミド系化合物で、ミトコンドリアの電子伝達系の複合体Ⅱ、すなわちコハク酸脱水素酵素を阻害することにより、菌の発芽管伸長阻害、胞子発芽阻害及び菌糸成育阻害を起こすことで殺菌効果を示すと考えられているものでございます。

8ページをお願いいたします。

ラットの動物体内運命試験でございます。

薬物動態学的パラメータは表1とその下の表2に示されたとおりとなっております。

9ページに吸収率が算出されておまして、低用量投与群で79.0～81.0%、高用量投与群で60.7～61.1%とされております。

(2) 分布は主に腎臓及び肝臓に比較的高い濃度で認められております。

10ページの②定量的オートラジオグラフィーのほうではハーダー腺などでも放射能が認められております。

代謝物の検討ですが、14ページをお願いいたします。

尿とか糞、胆汁における主要成分ですけれども、代謝物E、L、S、J、Cですとか、そのグルクロン酸抱合体が認められております。

(4) 排泄です。16ページから17ページに試験がございます。

これらの試験を総合いたしますと、17ページの一番下のほうに胆汁中の試験がございますけれども、主に胆汁を介して糞中へ排泄されると考えられ、腸肝循環が示唆されたとおまとめいただいております。

18ページから2. 植物体内運命試験です。春小麦、トマト、だいで試験が実施されておまして、10%TRRを超える代謝物といたしまして、代謝物CとVが認められております。

6. 作物残留試験が23ページにございまして、ベンゾベンジフルピル、代謝物CとVが分析対象化合物とされております。

最大残留値ですけれども、ベンゾベンジフルピルが0.95 mg/kg、代謝物CとVがそれぞれ0.23 mg/kg、0.026 mg/kgという結果でございます。

24ページから毒性です。まず8. 急性毒性試験、24ページの表18のとおりで、経口の結果です。ラットですとLD<sub>50</sub>が55と算出されております。55ですと死亡例が1/4例ですけれども、出ております。代謝物については表19のとおりで、試験されたCとVについては弱い結果となっております。

25ページが急性神経毒性試験でございます。こちらは無毒性量が雌ですと10 mg/kgと設定されてございまして、こちらを根拠に急性参照用量を設定いただいております。

26ページから反復投与の結果がございまして、主な影響といたしましては体重増加抑制、小葉中心性肝細胞肥大がラットで、マウスでは大腸の粘膜過形成などが認められております。

27ページに亜急性神経毒性試験の結果がございしますが、亜急性神経毒性は認められなかったという結果でございます。

28ページの下の方からは長期の試験で、イヌの試験、続きまして29ページにラットの併合試験がございまして。

29ページのラットの併合試験がADIの設定根拠とされた試験でございます。腫瘍性の病変といたしましては、甲状腺ろ胞細胞腺腫の増加が認められております。マウスでは発がん性が認められなかったという結果です。

30ページから生殖発生毒性試験で、おめくりいただきまして、2世代繁殖試験で繁殖能に対する影響なしという結果、32ページがラット、ウサギの発生毒性試験がございしますが、催奇形性は認められなかったという結果でございます。

32ページのラットの発生毒性試験ですけれども、5行目から7行目に、母動物で認められた所見、運動失調ですとか体重の変化などの記載がございしますが、こちらも急性参照用量のエンドポイントの一つとして選んでいただいております。

32ページの24行目が13. 遺伝毒性試験です。原体の結果が表35のとおりで、全て陰性で遺伝毒性はないものと考えられたとおまとめいただいております。

33ページに代謝物CとVの結果がございまして、いずれも陰性の結果です。

34ページからその他の試験で、(1) 甲状腺への影響検討試験(ラット)を中心に試験が実施されております。肝臓のUDPGT活性に対する影響試験もございまして。

36ページの27行目から、(5) 28日間免疫毒性試験(マウス)が実施されてございまして、本試験条件下では免疫毒性は認められなかったという結果となっております。

Ⅲ. 食品健康影響評価でございます。38ページをお願いいたします。

暴露評価対象物質といたしましては、農産物中の暴露評価対象物質を親化合物のみと設定いただいております。

ADIにつきましては39ページを御覧いただければと思いますが、ラットの2年間の慢性毒性発がん性併合試験の無毒性量1.21を根拠に、100で除した値0.012と設定いただいております。

急性参照用量につきましては、43ページの表40を御覧いただければと思いますが、亜急性毒性試験、急性神経毒性試験、発生毒性試験をエンドポイントとしてお選びいただきまして、その中で最も小さな無毒性量10を根拠に100で除した値0.1を急性参照用量として設定いただいております。

説明は以上になります。

お願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

この剤については全くコメントをいただいております。現時点で、何かお気づきの点があればお願いいたします。

これは私の所属する部会ですが、一つ気にしていたのは、ADIのとり方がJMPRあるいはEFSAとは少し違うということで、その所見というのが小葉中心性肝細胞肥大であったかと思えます。

これも先ほどの暴露評価対象物質と同じような形で、ルール上はそうとらざるを得なかったのですが、今後、見直していく必要があると思えますので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思えます。

特に御意見はないようですので、ベンゾピンジフルピルのADIにつきましては、ラットを用いた2年間慢性毒性発がん性併合試験の無毒性量である1.21 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.021 mg/kg 体重/日として、ARfDにつきましてはラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量である10 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg体重と設定をすることで、農薬専門調査会幹事会の審議結果とし、食品安全委員会に報告したいと思えます。

以上で本剤の審議は終了いたしました。事務局から今後の進め方についてお願いいたします。

○横山課長補佐

それでは、評価書案を整えて食品安全委員会に進めさせていただきます。

ありがとうございました。

○西川座長

よろしくお願ひいたします。

次は、農薬及び動物用医薬品（ジフルベンズロン）及び農薬（チアメトキサム）のパブコメについて、事務局より説明をお願いいたします。

○堀部課長補佐

それでは、資料6-1を御覧ください。

農薬及び動物用医薬品の用途がございますジフルベンズロンという剤のパブリックコメントについて御審議いただきたいと思っております。

この剤の経緯がございますけれども、5月15日の幹事会に御報告させていただきまして、26日の第562回食品安全委員会に報告をいたしました。

翌27日から1カ月間、パブリックコメントを募集しましたところ、1通の御意見が提出されたところでございます。資料6-1の4番にまとめさせていただいております。

1つ目の御意見でございますが、本剤の代謝物あるいは原体混在物といたしまして、パラクロロアニリンというものが出てまいります。評価書の中にもございますが、このパラクロロアニリンというものは、最近話題のIARCでも2Aに分類されているものでございますし、試験結果からも遺伝毒性が認められ、かつ発がん性があるという物質でございます。

この物質に関しまして御意見を出された方も、遺伝毒性試験において*in vitro*のAmes試験の一部、*in vivo*の小核試験の一部で陽性となっていることに加え、マウスを用いた発がん性試験で肝臓に腫瘍が見られるということから、遺伝毒性発がん物質であると。

セオリーでいきますと、遺伝毒性発がん物質ですから閾値が存在しないということですので、パラクロロアニリンについても暴露評価対象物質とした上で、可能な限り情報収集し、食品からの摂取による発がんのリスクの程度の定量的な評価を試みる必要があると考えますというのが1つ目の御意見です。

御意見は続いているのですけれども、趣旨が違いますので分割させていただきました。

この部分の回答なのですけれども、御指摘のとおり、パラクロロアニリンにつきましては遺伝毒性試験の一部でも陽性、かつマウスの発がん性試験でも肝腫瘍が出ているということで、種々の検討を調査会の中でも行っていただいたわけでございます。

2段落目でございますが、ジフルベンズロンの植物体内運命試験、動物体内運命試験の結果並びに原体中のパラクロロアニリンの含有量に基づきまして、食品経由の摂取量というものを一応試算はしております。その中身につきましては、部会の際の議事録に詳細が載っておりますけれども、こちらの結果として食品中へのジフルベンズロンの残留に起因するパラクロロアニリンの摂取量は極めて微量であるという結論が得られております。マージンも $10^5$ ~ $10^6$ とられているという発言もございます。

また、PCAの植物体内での生成量というのは僅かでございます。データから見ましても10%を当然超えるものではなく、数%TRRのレベルのものでございました。かつラットの動物体内運命試験でも出てくるということで、動物と植物の共通代謝物でございますので、暴露評価対象物質のガイダンスから見て、この物質を暴露評価対象物質に含める必要はないと判断させていただいております。

ラットでも出ますので、仮にこの物質がラットの体内で生成されて影響しているのであれば、原体の試験でも遺伝毒性が出るとか、発がん性が出ることが見える可能性があるのですけれども、原体を用いた試験の結果では、発がん性、遺伝毒性のいずれも認められないということを追記させていただきました。

代謝物としての話はそこまでで、もう一つの観点として、この物質というのは原体混在物としても生成してまいります。この部分についても、部会では原体のスペックも確認をしていただきました。企業秘密の部分ですので数字を申し上げることはできませんが、スペックも確認していただいて、僅かであるということに加えて、原体の製造方法というのはリスク管理機関である農林水産省できちんと管理がされていることが前提になっておりますので、これ以上にパラクロロアニリンがこの原体中に混在物として生成する可能性は今のところないということが評価の前提になっております。ですので、原体混在物としてのパラクロロアニリンの含有率については、リスク管理機関である農林水産省において管理がなされている旨を記載しております。

トータルとしまして、パラクロロアニリンについては、現状で想定される食品中へのジフルベンズロンの残留に起因する微量の暴露であれば特段の問題とはならないと考えますということをもとに申し上げた上で、ただし、暴露量を増加させないため、リスク管理機関に対し、代謝物、原体混在物であるパラクロロアニリンの関連情報の収集及び低減について考慮すべき旨も、食品健康影響評価にも記載しているということを追記させていただいております。

同じ方からの御意見の後半部分、2番でございます。今のパラクロロアニリンの関連でございますけれども、評価の考え方を整理すべきですと。農薬、動物用医薬品、飼料添加物に関する評価指針が策定されていないけれども、今回のような場合にはきちんとルールがあって、そのルールに則って評価指針を策定すべきであって、食品添加物のほうでは既に評価指針ができていて、その内容はこうですよということで以下を引用していただいているところでございます。御意見の趣旨としては、農薬も早く評価指針をつくりなさいという御指摘かと思えます。先ほど西川座長からも、他の部分に関しても評価指針、ルールづくりをさらに進めていく必要があるという御指摘をいただきました。また、暴露評価対象物質も同じことだと思っております。

現在、頑張って事務局は作成中でございます。去年からやりますやりますと言っていますが、そろそろやります詐欺になりかかっておりますので、そろそろ事務局として先生方に御覧いただけるよう、作業を急ピッチで進めたいと私の肝に銘じたところでございます。

御回答は以上でございます。

御審議よろしく願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局回答案について御意見がございましたらお願いいたします。特にないようですので、次に移ってください。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。

それでは、資料7-1をお願いいたします。

同じくパブコメでございます。

こちら、第3版でございましたけれども、5月の幹事会で、26日の食品安全委員会に報告をし、翌日から1カ月間パブリックコメントの手続をとったものでございます。

御意見は2通いただきました。

【意見1】でございますけれども、御意見としては、現在は農薬の残留分析というのが非常に高度化されていまして、多成分の一斉分析というのが非常にコモンなやり方になっています。

残留農薬検出について、いろいろと新聞等にも公表される事案がたくさんふえてきているということから、抜本的な対応案を検討いただきたいのでよろしく願いますということでございます。

概略としておっしゃられたのは、今回、パブリックコメントを募集しましたチアメトキサムの基準値超えについては、たまねぎについて基準値がいわゆる本基準が打たれていないので、暫定基準である0.01 ppmを打たれているということなのだけでも、同様に考えられる青ねぎについては基準値が2 ppmとなっている。たまねぎは0.01、青ねぎは2だということで、青ねぎのほうが食用部分に農薬がたくさんかかっているような気がするのだけれども、なぜ200倍も基準値が差があるのかということがありますと。

追記として、わけぎでは10 ppm、キャベツでは5 ppmになっているところから、何とか見直してくださいということです。

【回答1】でございますが、すみませんが、基準値の見直しは私どもで意見を承ってもどうしようもないものですから、食品安全委員会はリスク評価機関であって、残留農薬基準値を設定する機関ではないと。

今回、たまねぎのインポートトレランス申請で今回の評価を行っておりますので、この結果が変わりました後、たまねぎの基準値は見直されるものと、リスク評価機関としては思っているということを記載させていただきました。

厚生労働省にこの旨をお伝えしますということでもくっております。

2つ目の御意見はおめくりいただきました2ページでございます。チアメトキサムという農薬はネオニコチノイド系に分類される農薬でございまして、御存じのとおり、ミツバチ等への影響ですとか、ヒトへの影響ということが各種報道等でなされているところでございます。日本は欧米よりも緩い残留基準値をさらに緩和していることは問題であると考えますので、ネオニコチノイド系殺虫剤の毒性について、食品安全委員会が消費者の健康に配慮して慎重な評価を行ってほしいということで、今回の評価の追加データの範囲ではないのだけれども、意見を述べさせていただきますと認識をされた上でコメントをいただいているところでございます。

1つ目ですけれども、発達神経毒性の再評価でございます。評価書案というのは、先生方には何度も申し上げているところでございますが、所見としてとられたものを中心にまとめられておまして、試験で観察される項目が全て書いてあるわけではありませんので、評

評価書を読まれて、発達神経毒性の報告の中身というのが仔獣の脳の重量、サイズのみの中身になっていて、例えば、学習能力などに関して試験がやられていないのではないかと、申請者に再試験を求めてくださいということをございます。学習能力というのは、ネオニコチノイド系が発達障害の原因との指摘もあるので、やはり学習能力は重要ではないですかということから問題提起をなされたものと思います。

ずれていて回答が見にくくなって申しわけありませんが、(1)の回答でございますけれども、この発達神経毒性試験というのはEPAのガイドラインに則った試験がなされておりまして、児動物に対する学習や記憶検査についても行われております。これらについても評価を行った結果として、投与の影響は認められなかったと判断し、児動物に認められた脳重量の変化についても、児動物の低体重に起因した二次的な変化であるということを経合的に勘案して、チアメトキサムに発達神経毒性はないと評価をしたものですということをお答えしております。

先ほど申し上げたように、農薬評価書のまとめ方について、全て書いてあるわけではなくて、毒性と認められたことが書いてあるという御説明を再度してはどうかと思っております。

御意見の2つ目でございます。3ページに意見をまとめさせていただいておりますが、この評価におきましては、Lowest NOAELは繁殖試験で得られた無毒性量でございます。そこからADIを決めているのですけれども、発がん性試験で肝臓に癌が出ていますよと。遺伝毒性は陰性だということですのでけれども、癌があるということですので、追加の安全係数10を加味して、無毒性量を1,000で割ってADIをもっと下げるべきだという御提案でございます。

回答でございますけれども、チアメトキサムの発がん性については遺伝毒性試験が全て陰性でございますので、仮に発がんがあったとしても腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものではない。非遺伝毒性発がん物質ですということ、閾値を設定することが可能であって、閾値を下回るADIのレベルで摂取した場合には発がんリスクはないと考えている。ここはいつもパブコメで使っているフレーズを使わせていただきました。

ですので、全ての試験で得られた無毒性量のうち、最小値は2世代繁殖試験でございますので、安全係数100で除した0.018 mg/kg体重/日、単位が間違っておりまして申しわけございません。0.018 mg/kgの後ろに体重/日というのを書かなければいけません。それをADIと設定することは妥当だと回答させていただきました。

以上でございます。

御審議よろしく申し上げます。

○西川座長

ありがとうございます。

非常に明確な回答かと思っておりますけれども、事務局の回答案について、御意見がございましたらお願いいたします。

特に御意見はないようです。どうもありがとうございました。

事務局から、続けてお願いいたします。

○横山課長補佐

机上配付資料1をお願いいたします。またおわびで申しわけありません。

机上配付資料1は、先月の幹事会で御審議いただいた剤の修正について、修正部分がわかる部分を抜粋で資料として準備したものでございます。

具体的な修正箇所といたしましては、38ページ。まず、植物で認められた代謝物といたしまして、代謝物Uが記載から漏れておりまして、10%TRRを超えているにもかかわらず、この食品健康影響評価での言及がございませんで、追記をさせていただきました。39ページの暴露評価対象物質の検討の部分にも入れさせていただいて、こちらの残留放射能濃度が低かったことから暴露評価対象物質にはしなかったと判断できる文章も追記させていただきました。

こちらにつきましては既に幹事会での御審議が終わった後で誤りについて発見されまして、座長と御担当の上路先生、與語先生に御相談させていただいて、書きぶりについても御相談をさせていただいて修正させていただき、親委員会のほうに進めさせていただいたものです。その旨をまずは御報告させていただきたいと思えます。

あわせて43ページからの代謝物の略称にも漏れがありまして、あわせて確認の上、修正をさせていただいております。

御迷惑をおかけして大変申しわけございませんでした。

評価書の確認ですけれども、おわびをしなくていいように頑張りたいと思うのですけれども、申しわけございませんでした。

○西川座長

ありがとうございます。

既にこれは幹事会で審議が終了したのですが、親委員会にかける前に、代謝物Uの記載がなかったということで、急遽、私を含めて上路先生、與語先生とも相談した上でこのような記載にしたということです。

上路先生、與語先生、何かよろしいでしょうか。

○上路専門委員

結構です。

○與語専門委員

結構です。

○西川座長

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めたいと思えます。ありがとうございました。

ほかに何かございましたでしょうか。

○堀部課長補佐

ただいまの件につきましては、2時間ぐらいの間で先生方にうるさい補佐からわあっと電話をかけまして、お耳汚しをいたしまして大変失礼いたしました。

残りは資料9でございます。

幹事会恒例でございますので、食品安全委員会での審議等の状況について御報告させていただきます。

まず、先週の火曜日でございますけれども、6月30日にリスク管理機関から5剤について意見聴取がなされております。ここにあるような内容でございます。

それから、国民からの意見・情報の募集でございますが、第567回の食品安全委員会におきまして、4剤について意見情報の募集手続に入らせていただきました。ただいま御説明しましたとおり、トリフロキシストロビンにつきましても、この中で無事に意見聴取に入らせていただいたという状況でございます。

また、リスク管理機関への通知案件でございますけれども、同じ6月30日に1件、昨日、7月7日の第569回食品安全委員会で3件について答申をいただきまして、リスク管理機関に報告をさせていただいたところでございます。

本件については以上でございます。

○西川座長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見等ございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、続けていただけますでしょうか。

○堀部課長補佐

あと、日程の御報告だけでございますが、よろしいでしょうか。

次の幹事会でございますけれども、ちょっと日程を申し上げにくいのですが、第126回幹事会はお盆明けでございます。8月19日水曜日の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

各評価部会でございますが、こちらは少し間隔のあく部会と直近の部会がございます。ゆう活の関係でいくつか部会の数を調整させていただいておりますのでそれぞればらつきはございますけれども、評価第一部会につきましては来週月曜日、7月13日。

評価第二部会でございますが、当初は7月22日を予定していたのですが、都合により、事務局の不手際で中止をさせていただきますので、次回、評価第二部会は9月2日水曜日でございます。

評価第三部会でございますが、7月24日金曜日。

評価第四部会は8月3日月曜日に、それぞれ予定させていただいております。

先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○西川座長

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、ほかに何か連絡事項はございますか。

○堀部課長補佐

特にございません。

○西川座長

それでは、これで本日の議事は終了いたしました。

以上をもちまして、第125回農薬専門調査会幹事会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。